

災害時においての取り組み方は

質問 II 初動体制について

答弁 II 早期の対策本部の設置



藤崎 憲裕 議員

このたびの台風21号、北海道での震度7の大きな地震と、甚大な自然災害が大きく報道されている。

今後30年以内に来るといわれている南海トラフ巨大地震やスーパー台風など身近に迫る災害に備えて初動体制は。

土居総務課長

大雨などの警報が発表された場合には、地域防災計画に基づき本庁、各総合支所において、防災担当職員を中心待機する配備体制をとる。また、警報の発表

藤崎議員
避難場所は。

土居総務課長

町では、一時的に避難する避難場所、長期的な避難

に至らない場合でも、河川の水位などの状況によっては職員や消防団員がポンプ場へ待機する配備体制となるようになる。

さらに浸水や土砂災害が発生するおそれがあり、避難情報を発令するようなおそれがある場合には、災害対策本部を設置し全庁的に災害に備えた体制をとる。

地震時の体制としては、震度4以上の地震が発生した場合は、管理職及び防災担当を中心とした職員が所属勤務先へ参集し、必要に応じて災害対策本部を設置することとしている。

地震

震度4以上の地震が発生した場合は、管理職及び防災担当を中心とした職員が所属勤務先へ参集し、必要に応じて災害対策本部を設置することとしている。

また、震度5弱以上の地震が発生した場合は、家族の安全を確保した上で全職員が参集することになり、直ちに災害対策本部を設置し被害状況の収集など初動に必要な業務を行うこととなる。

地震

震度5弱以上の地震が発生した場合は、家族の安全を確保した上で全職員が参集することになり、直ちに災害対策本部を設置し被害状況の収集など初動に必要な業務を行うこととなる。

組みづくり、地域で避難所運営マニュアルが策定できるよう、町としては引き続い支援を行っていきたいと考えている。

避難所の環境整備についても、県の補助金を活用しながら資機材の配備や設備の向上に努めているが、自ら避難所をあらかじめ指定している。大規模な災害が発生した場合や発生のおそれがある場合に、町職員をすべての避難所に配備することは現実的に難しいため、大規模な避難所以外の避難所の運営については基本的には地域で行つてもらいたいと考えている。

